

平成 29 年度 行政監査結果報告書

「複合施設等の管理と安全対策について」

平成 30 年 5 月

杉並区監査委員

目次

第1 監査の概要	1
1 監査のテーマ選定の趣旨	1
2 監査の主な視点	1
3 監査の実施期間	1
4 監査の実施方法	2
5 監査対象施設の概要	4
第2 監査の結果	8
1 適切とはいえない事案	8
2 施設・設備の管理の状況	10
3 消防法に基づく防火管理者の選任や消防計画の作成状況等	13
4 避難訓練等の実施状況	18
5 利用者等の安全確保や大規模災害発生時の施設内待機への対応状況	19
6 事業所間の情報共有や協力・連携の状況	23
監査の結果（別記）	25
参考	33
第3 監査の意見	35
1 防火管理者の選任及び消防計画の作成等の状況	35
2 避難訓練等の実施状況	35
3 利用者等の安全確保や大規模災害発生時の施設内待機への対応状況	36
4 施設・設備の管理の状況	37
5 事業所間の情報共有や協力・連携の状況	37
6 総括的な意見	38

第1 監査の概要

1 監査のテーマ選定の趣旨

少子高齢化の進展に伴い、生産年齢人口が減少し、区民税収入などの歳入が減少していく一方で、社会保障関連経費は増加していくとされている。このような財政見通しの中で、区民ニーズを的確に捉え、持続的に必要なサービスを提供していくために、区立施設再編整備計画において、施設の複合化・多機能化の促進が打ち出された。

現在でも区には、保育園と児童館など異なる機能を有する併設施設や、地域区民センターと他の事業所が一体的に運営されている複合施設が数多くある。平成30年2月には、子ども・子育てプラザ、区民集会所、在宅医療・生活支援センター、福祉事務所や就労支援センターなどが入るウェルファーム杉並複合施設棟の落成式が行われたところである。

こうした併設施設、複合施設（以下「複合施設等」という。）では、施設の機能ごとに利用者や利用日時、運営主体が異なる場合など、施設の運営体制は多様である。

このような多様な運営体制において、区民サービスを効果的・効率的に提供するためには、施設全体として一体性のある安全対策が確保され、総合的な運営がなされることが重要である。

そこで、複合施設等における管理の状況や消防法等に定められている取組の実施状況、事業所間での連携状況等について現状を把握し検証するとともに、ひいては、今後進められる施設の複合化・多機能化への有益な示唆となることを期して監査テーマとした。

監査テーマ：複合施設等の管理と安全対策について

2 監査の主な視点

- (1) 共用部分の施設・設備の管理は、適切に行われているか
- (2) 消防法に基づく防火管理者の指定、消防計画の作成、訓練などは、適切に行われているか
- (3) 施設全体での避難訓練の実施など連携、情報共有は、図られているか
- (4) 大規模災害発生時の利用者や従事者の安全確保や施設内待機への対応は取られているか
- (5) 平素から協力・連携が図られ実施されているか

3 監査の実施期間

平成29年11月から平成30年3月31日まで

4 監査の実施方法

(1) 監査対象施設の選定

区有施設又は民間借上施設のうち、利用者が来所（館・園・校）し、一定時間滞在する事業所が同一の建物内に複数ある施設を監査の対象とした。

区分	行政監査上の定義	施設数 (事業所数)
複合施設	同一建物内に複数の事業所があり、玄関やロビー等が共有の施設	13 施設 (46 事業所)
併設施設	同一建物内に複数の事業所があり、事業所ごとに玄関がある施設（事業所ごとに区画されている施設） ※事業所の設置状況等を踏まえて、一部、玄関が共有の場合も併設施設と分類したことがある。	97 施設 (214 事業所)

注 行政監査実施計画等で「その他、監査委員が必要と認める施設」としていた3施設9事業所については「併設施設」に加えている。

(2) 書面調査の実施

監査対象施設に対して、以下のとおり書面調査を行った。

（調査実施期間：平成29年11月22日から同年12月11日）

ア 調査票による調査

監査対象施設にある全ての事業所（260事業所）に対して、施設の概要や管理・運営の状況等について、調査票により調査を行った。主な調査内容は以下のとおり。

- 共用する場所の有無、点検等の状況
- 防火管理者の選任状況
- 消防計画の作成状況
- 消火・避難訓練等の実施状況
- 消防設備点検の実施状況
- 事業所防災計画の作成状況
- 大規模災害発生時の職員等の施設内待機に必要な備蓄について
- AEDの設置や表示、操作講習の受講状況
- 事業所間の連絡会等の実施状況 等

イ 防火管理者選任届出書・消防計画等の調査

防火管理者選任届出書等を消防署に提出している事業所に、その写しの提出を求め、その記載内容について調査を行った。

- 【提出書類】・防火管理者選任届（写）
・消防計画（写）・事業所防災計画（写）
・平面図

ウ 施設設備点検関係書類等の提出

監査対象施設のうち、以下の施設に書類の提出を求め、その内容について試査を行った。

- 複合施設（全て）
- 併設施設（実地監査又は実地調査を行う施設）
【提出書類】・施設設備点検関係書類
・指定管理基本協定及び年度協定
・運營業務委託している事業所の業務委託関係書類 等

(3) 実地監査等の実施

ア 実地監査

監査委員による実地監査を8施設31事業所で実施した。また、合わせて所管課長等への説明聴取を行った。

なお、事務局職員による実地調査も同時に実施した。

日程	対象施設等
平成 30 年 1 月 19 日(金)	①セシオン杉並 高円寺地域区民センター、高円寺区民事務所、社会教育センター
	②和田小学校外 2 事業所の併設施設 和田小学校、和田区民集会所、和田障害者交流館
平成 30 年 1 月 23 日(火)	③高井戸市民センター 高井戸地域区民センター、高井戸温水プール 高齢者活動支援センター ひととき保育高井戸、定期利用保育施設高井戸
	④高円寺南保育園外 3 事業所の併設施設 高円寺南保育園、ひととき保育高円寺南、ゆうゆう高円寺南館 職員高円寺防災住宅
平成 30 年 1 月 25 日(木)	⑤あんさんぶる荻窪 杉並福祉事務所荻窪事務所、荻窪北児童館、消費者センター 就労支援センター、くらしのサポートステーション 杉並区社会福祉協議会、杉並区成年後見センター
	⑥上荻保育園外 1 事業所の併設施設 上荻保育園、上荻児童館
平成 30 年 1 月 30 日(火)	⑦杉並和泉学園外 1 事業所の併設施設 杉並和泉学園、和泉学園学童クラブ
	⑧子ども家庭支援センター外 4 事業所の複合施設 子ども家庭支援センター、阿佐谷南児童館、児童発達相談係 就労支援担当分室、のほら保育園

イ 実地調査

事務局職員による実地調査を6施設19事業所で実施した。また、合わせて施設長等への説明聴取を行った。

日程	対象施設等
平成 29 年 12 月 21 日(木)	①杉並保健所 杉並保健所、荻窪保健センター、保健医療センター 荻窪子どもセンター、ケア 24 荻窪 障害者地域相談支援センター荻窪
平成 30 年 1 月 18 日(木)	②保育室和田南外 2 事業所の併設施設 保育室和田南、ゆうゆう和田館 さざんかステップアップ教室和田教室
	③産業振興センター外 2 事業所の併設施設 産業振興センター、荻窪区民事務所、都市再生担当分室
	④高井戸西児童館外 1 事業所の併設施設 高井戸西児童館、ゆうゆう高井戸西館
平成 30 年 2 月 1 日(木)	⑤松溪中学校外 1 事業所の併設施設 松溪中学校、松溪ふれあいの家
	⑥井草保育園外 2 事業所の併設施設 ・井草保育園 ・井草児童館 ・ゆうゆう井草館

5 監査対象施設の概要

(1) 複合施設

監査の対象とした複合施設は、13施設46事業所である。そのうち地域区民センターを含む複合施設が6施設18事業所、その他の複合施設が7施設28事業所となっている。

複合施設の代表的な例である地域区民センターは、区民相互の交流及び活動により、コミュニティの形成を図ることを目的とした地域の集会施設で、7地域に1施設ずつ合計7施設が設置されている。そのうち井草地域区民センターを除く6施設には集会施設以外の事業所・機能が併設されている。

建物は昭和53年度（荻窪地域区民センター）から平成3年度（永福和泉地域区民センター）に建築されたものである。なお、阿佐谷地域区民センターは民間借上げの施設である

複合施設における各事業所の運営方式は、区の直営、指定管理、委託があり、運営方式が同じで一事業者が施設内全ての事業所を運営しているのは、杉並会館・杉並アニメーションミュージアムと、ゆうゆう馬橋館・馬橋区民集会所の2施設である。

(2) 併設施設

監査対象とした併設施設は、97施設214事業所である。そのうち、保育園・児童館・ゆうゆう館のいずれかを含む併設施設は44施設98事業所、学校を含む併設施設は22施設46事業所、その他の併設施設は31施設70事業所となっている。

保育園・児童館・ゆうゆう館を含む併設施設は、昭和38年度に当時の上荻窪出張所（現在は上荻窪会議室とケア24上荻に転用）と上荻窪敬老会館（現在はゆうゆう上荻窪館に名称変更）の併設施設が完成したのち、昭和40年代から昭和50年代を中心に整備が進められたものである。

併設施設として監査対象となった保育園の運営方式は、区の直営（25園）、指定管理（3園）、民営（1園）となっている。また、児童館の運営方式は全て区の直営、ゆうゆう館は全て委託となっている。なお、運営方式が同じで一事業者が施設内全ての事業所を運営しているのは、区の直営（上荻保育園・上荻児童館外12施設）13施設と指定管理（荻窪北保育園・ひととき保育荻窪）1施設の計14施設である。

学校を含む併設施設は、児童・生徒の減少に伴う学校の余裕教室を活用し、既存校舎の一部を改修して学童クラブやふれあいの家（高齢者通所介護施設）等を整備したケースと、校舎改築の際に当初から併設施設として整備したケースとがある。

学校との併設施設として監査対象となった各事業所の運営方式は、区の直営、委託、民営があり、運営方式が同じで一事業者が施設内全ての事業所を運営し

ているのは、区の直営（杉並第四小学校・高円寺北子供園、外2施設）3施設である。

その他の併設施設は、旧出張所（平成12年度末に廃止）等を転用し、会議室や待機児童対策として保育室等を整備したケースや、図書館とさざんかステップアップ教室の併設など様々なケースがある。

各事業所の運営方式は、区の直営、指定管理、委託、民営があり、運営方式が同じで一事業者が施設内全ての事業所を運営しているのは、区の直営（職員会館・保育室阿佐谷南外5施設）と民営（ポピンズナーサリースクール阿佐ヶ谷・ひととき保育阿佐谷外1施設）2施設の計8施設である。

（表1）監査対象施設数・事業所数一覧

施設区分		施設数・事業所数
複合施設		13 施設 46 事業所
1 複合施設		13 施設 46 事業所
	①複合（地域区民センター含む）	6 施設 18 事業所
	②複合（地域区民センター含まず）	7 施設 28 事業所
併設施設		97 施設 214 事業所
2 併設施設（保育園、児童館、ゆうゆう館のいずれかを含む）		44 施設 98 事業所
	③併設（保育園・児童館）	9 施設 18 事業所
	④併設（保育園・ゆうゆう館）※児童館以外が併設の場合も含む	14 施設 30 事業所
	⑤併設（保育園・その他）	4 施設 8 事業所
	⑥併設（児童館・ゆうゆう館）	3 施設 6 事業所
	⑦併設（児童館・その他）	6 施設 16 事業所
	⑧併設（保育園・児童館・ゆうゆう館）	2 施設 6 事業所
	⑨併設（ゆうゆう館・その他）	6 施設 14 事業所
3 併設施設（学校を含む）		22 施設 46 事業所
	⑩併設（学校・学童クラブ）	9 施設 18 事業所
	⑪併設（学校・その他）	13 施設 28 事業所
4 併設施設（その他）		31 施設 70 事業所
	⑫併設（上記以外）	28 施設 61 事業所
	⑬その他（民間借上げ施設）	3 施設 9 事業所

監査対象施設・事業所一覧

複合施設 (13 施設 46 事業所)

施設名・事業所名等	
1	【建物名:西荻地域区民センター・勤労福祉会館】 西荻地域区民センター 勤労福祉会館 定期利用保育施設西荻
2	【建物名:荻窪地域区民センター】 荻窪地域区民センター 保育室荻窪第五
3	【建物名:高井戸市民センター】 高井戸地域区民センター 高井戸温水プール 高齢者活動支援センター ひととき保育高井戸 定期利用保育施設高井戸
4	【建物名:阿佐谷地域区民センター】 阿佐谷地域区民センター すぎなみ協同プラザ 阿佐谷キックオフ/オフィス
5	【建物名:セシオン杉並】 高円寺区民事務所 高円寺地域区民センター 社会教育センター
6	【建物名:永福和泉地域区民センター】 永福和泉区民事務所 永福和泉地域区民センター
7	杉並福祉事務所高円寺事務所 障害者地域相談支援センター高円寺 高円寺障害者交流館
8	杉並会館 杉並アニメーションミュージアム
9	【建物名:あんさんぶる荻窪】 杉並区立消費者センター 就労支援センター 荻窪北児童館 杉並福祉事務所荻窪事務所 くらしのサポートステーション 社会福祉協議会 杉並区成年後見センター
10	方南和泉会議室 方南会館 家庭福祉員グループピーカーぶら
11	児童発達相談係 就労支援担当分室 子ども家庭支援センター のほら保育園 阿佐谷南児童館
12	【建物名:杉並保健所】 障害者地域相談支援センター荻窪 ケア 24 荻窪 荻窪子どもセンター 杉並保健所 荻窪保健センター 保健医療センター
13	馬橋区民集会所 ゆうゆう馬橋館

★は実地監査・実地調査を実施

☆は実地調査を実施

併設施設 (97 施設 214 事業所)

施設名・事業所名等	
1	久我山東保育園、定期利用保育施設久我山東
2	職員会館、保育室阿佐谷南
3	ゆうゆう和田館、保育室和田南 さざんかステップアップ教室和田教室
4	ケア 24 松ノ木、保育室ほりまつ
5	高円寺中央会議室、高円寺グループ保育室
6	馬橋会議室、ひととき保育馬橋
7	成田会議室、ケア 24 成田
8	荻窪会議室、ケア 24 南荻窪、保育室荻窪
9	上荻窪会議室、ケア 24 上荻、ゆうゆう上荻窪館
10	清查中通会議室、保育室清查中通
11	上井草会議室、保育室上井草西
12	さざんかステップアップ教室宮前教室 宮前図書館
13	高井戸会議室、保育室高井戸北、高井戸児童館
14	西荻南区民集会所、西荻南児童館
15	浜田山会館、ケア 24 浜田山
16	あすなる作業所、杉並清掃事務所方南支所
17	障害者地域相談支援センター高井戸 杉並区障害者雇用支援事業団 杉並障害者福祉会館(地域生活支援担当含む)
18	ゆうゆう高円寺北館、高円寺北ふれあいの家
19	ゆうゆう西田館、西田保育園
20	ゆうゆう大宮前館、大宮前保育園
21	ゆうゆう荻窪館、荻窪保育園
22	ゆうゆう四宮館、四宮保育園
23	ゆうゆう天沼館、天沼保育園
24	ゆうゆう和泉館、和泉保育園
25	ゆうゆう桃井館、桃井グループ保育室
26	ゆうゆう高円寺東館、高円寺東児童館
27	ゆうゆう高井戸西館、高井戸西児童館
28	ゆうゆう西荻北館、西荻北保育園
29	ゆうゆう高井戸東館、高井戸東保育園
30	ゆうゆう井草館、井草保育園、井草児童館
31	ゆうゆう阿佐谷北館、阿佐谷北保育園
32	ゆうゆう善福寺館、善福寺保育園
33	ゆうゆう久我山館、久我山保育園
34	ゆうゆう浜田山館、浜田山保育園
35	ゆうゆう下井草館、下井草保育園、下井草児童館
36	ゆうゆう荻窪東館、荻窪東保育園
37	職員中瀬寮、中瀬保育園
38	大宮保育園、大宮児童館
39	成田保育園、成田児童館
40	本天沼保育園、本天沼児童館
41	堀ノ内東保育園、堀ノ内東児童館
42	上荻保育園、上荻児童館
43	松ノ木保育園、松ノ木児童館
44	荻窪北保育園、ひととき保育荻窪
45	松庵保育園、松庵児童館
46	永福南保育園、永福南児童館
47	今川保育園、今川児童館
48	ゆうゆう方南館、方南児童館
49	堀ノ内子供園、堀ノ内南児童館

施設名・事業所名等	
50	高円寺子どもセンター、高円寺南児童館 高円寺保健センター
51	高井戸子どもセンター、高井戸保健センター 生活衛生課分室
52	上井草子どもセンター、上井草保健センター
53	和泉子どもセンター、和泉保健センター
54	高円寺体育館、杉並清掃事務所高円寺車庫
55	さざんかステップアップ教室荻窪教室 中央図書館
56	杉並区シルバー人材センター清水分室 ふれあいの家しみず正吉苑
57	こすもす生活園、ゆうゆう大宮堀ノ内館
58	ケア 24 和田、和田ふれあいの家 和田みどりの里
59	井草区民事務所、保育室下井草北
60	和泉ふれあいの家、和泉みどりの里
61	杉並区シルバー人材センター荻窪分室 荻窪ふれあいの家
62	桜上水北会議室 桜上水北図書サービスコーナー
63	上井草ふれあいの家 特別養護老人ホーム上井草園、ケア 24 上井草
64	こども発達センター、上高井戸児童館 南公園緑地事務所
65	【建物名：ゆう杉並】 男女平等推進センター、高齢者ゲートボール場 児童青少年センター
66	【建物名：南阿佐ヶ谷ビル】 みなみ阿佐ヶ谷ビル(統計係)、交流協会 スポーツ振興財団、シルバー人材センター
67	むさしの保育園方南分園、方南図書館
68	ポピンズナーサリースクール阿佐ヶ谷 ひととき保育阿佐谷
69	ゆうゆう今川館、今川図書館
70	杉並区職員高円寺防災住宅 ゆうゆう高円寺南館 ひととき保育高円寺南、高円寺南保育園
71	保育室今川北、今川北学童クラブ
72	【建物名：ホテルメッツ高円寺】 保育室高円寺第二 高円寺駅前図書サービスコーナー
73	【建物名称：インテグラルタワー】 荻窪区民事務所、産業振興センター 都市再生担当分室
74	小学館アカデミーにしおぎ駅前保育園 ひととき保育西荻窪
75	杉二学童クラブ、杉並第二小学校
76	高円寺北子供園、杉並第四小学校
77	第九ゆうゆうハウス、杉並第九小学校
78	杉並第十小学校温水プール、杉並第十小学校
79	重症心身障害児通所施設わかば、保育室若杉
80	西田ゆうゆうハウス 西田小学校郷土資料展示室、西田小学校
81	東田学童クラブ、東田小学校
82	桃三ふれあいの家、桃井第三小学校

施設名・事業所名等	
83	ふれあいの家しみいぶさ正吉苑 桃井第五小学校
84	高二学童クラブ、高井戸第二小学校
85	高三学童クラブ、高井戸第三小学校
86	浜田山第二学童クラブ、浜田山小学校
87	大宮小学童クラブ、大宮小学校
88	和田区民集会所、和田障害者交流館 和田小学校
89	方南ふれあいの家、方南小学校
90	八成ふれあいの家、八成小学校
91	上高井戸第二学童クラブ、高井戸東小学校
92	久我山学童クラブ、久我山小学校
93	松溪ふれあいの家、松溪中学校
94	さざんかステップアップ教室天沼教室 天沼中学校
95	高井戸図書館、高井戸中学校
96	大宮ふれあいの家、大宮中学校
97	和泉学園学童クラブ、杉並和泉学園

第2 監査の結果

監査の主な視点を踏まえ、監査の結果を以下に述べる。

1 適切とはいえない事案

(1) 防火管理者選任届出書の消防署への提出等が速やかに行われなかったもの

一定規模以上の防火対象物については、消防法第8条第1項により防火管理者の選任、第8条第2項により防火管理者の選任・解任時の消防署長への届出が義務付けられている。

しかしながら、防火管理者が人事異動により他の事業所等に異動したにもかかわらず、その者の解任と新たな防火管理者の選任、消防署への提出が3か月以上行われていなかった事案があった。

消防署への提出が3か月以上行われていなかった事業所等(36事業所)

職員会館、産業振興センター、杉並第十小学校温水プール、杉並区シルバー人材センター清水分室、ゆうゆう上荻窪館、ゆうゆう桃井館、大宮ふれあいの家、方南ふれあいの家、荻窪ふれあいの家、ケア24松ノ木、ケア24浜田山、保育室ほりまつ、高円寺東児童館、本天沼児童館、高井戸西児童館、井草児童館、堀ノ内南児童館、方南児童館、阿佐谷南児童館、和泉学園学童クラブ、杉二学童クラブ、今川北学童クラブ、高井戸保健センター、上井草保健センター、杉並第二小学校、杉並第四小学校、杉並第九小学校、桃井第三小学校、桃井第五小学校、高井戸第二小学校、浜田山小学校、和田小学校、八成小学校、久我山小学校、松溪中学校、天沼中学校

ただし、消防署への届出期限に関する規程がないこと、防火管理者が複数の建物を兼務することは禁止されていないことから、違法とまではいえないと考えるが、既に異動した者が防火管理者として日常的な防火管理や消防（避難）訓練等を行うことは現実的ではなく、上記のような場合には、速やかに防火管理者を選任し、消防署へ届出する必要がある。

平成27年4月に開設した和泉学園学童クラブでは、開設から1年7か月後の平成28年11月に防火管理者を選任し、その1年後の平成29年11月に防火管理者選任（解任）届出書を消防署へ提出していた。

ただし、併設の杉並和泉学園の消防計画では、管理権原の及ぶ範囲を「杉並区立杉並和泉学園敷地部分」としており、同学園の敷地内にある和泉学園学童クラブも、その範囲に含まれると解することは可能であると考えられるが、実態に即して、適切かつ速やかに対応する必要があった事案である。

(2) 防火管理者が選任されていない又は防火管理者の防火対象の範囲に含まれていない事業所があるもの

一定規模以上の防火対象物については、消防法第8条第1項により防火管理者の選任、第8条第2項により防火管理者の選任・解任時の消防署長への届出が義務付けられている。

ところで、書面調査によると、防火管理者について、「選任していない（同一建物内の他の事業所から選任しているため）」との回答が96事業所からあった。

そこで併設事業所の防火管理者選任届出書を確認したところ、防火対象物に含まれていない事案があった。

防火管理者の選任が確認できない事業所(23 事業所)

職員中瀬寮、上井草会議室、上荻窪会議室、桜上水北会議室、高井戸会議室、馬橋会議室、シルバー人材センター荻窪分室、ゆうゆう西田館、ゆうゆう大宮前館、ゆうゆう和田館、ゆうゆう高井戸西館、ゆうゆう高井戸東館、ゆうゆう井草館、ゆうゆう荻窪東館、ゆうゆう方南館、ゆうゆう高円寺南館、ケア 24 上荻、ケア 24 南荻窪、大宮児童館、松ノ木児童館、高二学童クラブ、久我山学童クラブ、さざんかステップアップ教室和田教室

以上について、消防署長が防火管理者を選任していないと判断した場合には、消防署長から消防法第 8 条第 3 項の命令を受ける可能性がある。

そのため、特に書面調査で、防火管理者について、「選任していない（同一建物内の他の事業所から選任しているため）」と回答した事業所は、併設事業所の防火管理者選任届出書の記載を確認し、適切な対応を図る必要がある。

(3) 消防計画が作成されていない又は併設事業所の消防計画の適用範囲に含まれていない事業所があるもの

消防計画の作成は、消防法施行令第 3 条の 2 第 1 項で防火管理者の責務とされ、消防署長への届出が義務付けられている。

ところで、書面調査によると、消防計画について、「併設の事業所が建物全体の消防計画を作成している」との回答が 97 事業所からあった。そこで併設事業所の消防計画を確認したところ、適用範囲に含まれていない事案があった。

消防計画が作成されていない事業所(26 事業所)

職員中瀬寮、上井草会議室、上荻窪会議室、桜上水北会議室、高井戸会議室、馬橋会議室、シルバー人材センター荻窪分室、ゆうゆう和田館、ゆうゆう西田館、ゆうゆう大宮前館、ゆうゆう方南館、ゆうゆう高円寺南館、ゆうゆう高円寺東館、ゆうゆう高井戸西館、ゆうゆう西荻北館、ゆうゆう井草館、ゆうゆう阿佐谷北館、ゆうゆう久我山館、ゆうゆう荻窪東館、ケア 24 上荻、ケア 24 南荻窪、大宮児童館、高二学童クラブ、久我山学童クラブ、さざんかステップアップ教室和田教室、さざんかステップアップ教室宮前教室

そのため、特に書面調査で消防計画について、「併設の事業所が建物全体の消防計画を作成している」と回答した 97 事業所は、併設施設の消防計画の記載を確認し、適用範囲に含まれていない場合には、防火管理者の選任状況と合わせて調整する必要がある。

2 施設・設備の管理の状況

書面調査及び実地監査・実地調査の結果、複合施設等における共用部分については、概ね適切に管理されているが、一部の複合施設等では管理責任の範囲を職員等が理解していない場合が見受けられた。

(1) 共用部の有無とその場所について

- 複合施設 13 施設（以下「複合施設」という。）のうち 12 施設は、玄関、ロビー、廊下、トイレ、駐輪場などが共用となっていた。
- 保育園・児童館・ゆうゆう館のいずれかを含む併設施設 44 施設（以下「保育園等併設施設」という。）のうち、共用部があると回答したのは 25 施設であった。共用部で多いのは駐輪場（20 施設）、階段（10 施設）、駐車場（7 施設）となっていた。
- 学校を含む併設施設 22 施設（以下「学校等併設施設」という。）のうち、共用部があると回答したのは 18 施設であった。共用部で多いのは廊下（14 施設）、トイレ（11 施設）、玄関（10 施設）となっていた。
- その他の併設施設 31 施設（以下「その他の併設施設」という。）のうち、共用部があると回答したのは 28 施設であった。共用部で多いのは駐輪場（22 施設）、玄関（18 施設）、廊下（17 施設）となっていた。

(表 2) 利用者が共用する場所がある施設数

区分	ある	ない
複合施設 13	12 (92.3%)	1 (7.7%)
保育園等併設施設 44	25 (56.8%)	19 (43.2%)
学校等併設施設 22	18 (81.8%)	4 (18.2%)
その他の併設施設 31	28 (90.3%)	3 (9.7%)
併設施設合計 97	71 (73.2%)	26 (26.8%)
全施設合計 110	83 (75.5%)	27 (24.5%)

(表3) 利用者が共用する場所

区分	玄関	ロビー	廊下	エレベーター	階段	トイレ	駐輪場	駐車場
複合施設 12/13	12 (100%)	12 (100%)	12 (100%)	11 (91.7%)	12 (100%)	12 (100%)	12 (100%)	11 (91.7%)
保育園等 併設施設 25/44	7 (28.0%)	6 (24.0%)	6 (24.0%)	7 (28.0%)	9 (36.0%)	6 (24.0%)	19 (76.0%)	8 (32.0%)
学校等 併設施設 18/22	10 (55.6%)	7 (38.9%)	14 (77.8%)	1 (5.6%)	7 (38.9%)	11 (61.1%)	8 (44.4%)	4 (22.2%)
その他の 併設施設 28/31	18 (64.3%)	11 (39.3%)	17 (60.7%)	9 (32.1%)	11 (39.3%)	16 (57.1%)	22 (78.6%)	13 (46.4%)
併設施設 合計 71/97	35 (49.3%)	24 (33.8%)	37 (52.1%)	17 (23.9%)	27 (38.0%)	33 (46.5%)	49 (69.0%)	25 (35.2%)
全施設 合計 83/110	47 (56.6%)	36 (43.4%)	49 (59.0%)	28 (33.7%)	39 (47.0%)	45 (54.2%)	61 (73.5%)	36 (43.4%)

(2) 共用部の管理について

- 複合施設における共用部の管理について、11施設では1事業所が、1施設では2事業所で分担して行っていた。
- 保育園等併設施設における共用部の管理について、「明確になっていない」又は「一部明確になっていない」と回答した施設が7施設※別記1あった。
- 学校等併設施設のうち、共用部がある18施設全てが「明確になっている」と回答した。
- その他の併設施設のうち、27施設が「明確になっている」と回答し、「一部明確になっていない」と回答した施設は1施設※別記2であった。

(表4) 共用部の日常管理や定期点検等の担当が決まっている施設数

区分	明確になっている	一部明確になっていない	明確になっていない
複合施設 12/13	12 (100%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
保育園等併設施設 25/44	18 (72.0%)	2 (8.0%)	5 (20.0%)
学校等併設施設 18/22	18 (100%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
その他の併設施設 28/31	27 (96.4%)	1 (3.6%)	0 (0.0%)
併設施設合計 71/97	63 (88.7%)	3 (4.2%)	5 (7.0%)
全施設合計 83/110	75 (90.4%)	3 (3.6%)	5 (6.0%)

(3) 施設内での事業所間の往来について

- 複合施設のうち、事業所の中に戸などがあるが往来可能な施設が 11 施設あり、うち 6 施設は緊急時のみ通行可能となっていた。
- 保育園等併設施設のうち、事業所の中に戸などがあるが往来可能な施設が 30 施設あり、うち 26 施設は緊急時のみ通行可能となっていた。
- 学校等併設施設のうち、事業所の中に戸などが無い施設が 4 施設、戸があるが往来可能な施設が 19 施設あり、うち 5 施設は緊急時のみ通行可能となっていた。
- その他の併設施設のうち、事業所の中に戸などがあるが往来可能な施設が 25 施設あり、うち 17 施設は緊急時のみ通行可能となっていた。

(表5)利用者が建物の中で事業所と事業所の間を往来できる施設数(複数回答あり)

区分	戸など遮断するものはなく、往来が可能な施設	戸などはあるが、往来は可能な施設	往来できない施設
複合施設 13	6 (46.2%)	11 (84.6%)	0 (0.0%)
保育園等併設施設 44	5 (11.4%)	30 (68.2%)	16 (36.4%)
学校等併設施設 22	4 (18.2%)	19 (86.4%)	4 (18.2%)
その他の併設施設 31	5 (16.1%)	25 (80.6%)	11 (35.5%)
併設施設合計 97	14 (14.4%)	74 (76.3%)	31 (32.0%)
全施設合計 110	20 (18.2%)	85 (77.3%)	31 (28.2%)

(表6)

利用者が建物の中で事業所と事業所の間を往来する時に時間等の制限がある施設数(複数回答あり)

区分	いつでも往来できる施設	日時を限定して往来できる施設	緊急時のみ往来できる施設
複合施設 13	10 (76.9%)	5 (38.5%)	6 (46.2%)
保育園等併設施設 44	8 (18.2%)	9 (20.5%)	26 (59.1%)
学校等併設施設 22	9 (40.9%)	14 (63.6%)	5 (22.7%)
その他の併設施設 31	15 (48.4)	5 (16.1%)	17 (54.8%)
併設施設合計 97	32 (33.0%)	28 (28.9%)	48 (49.5%)
全施設合計 110	42 (38.2)	33 (30.0%)	54 (49.1%)

3 消防法に基づく防火管理者の選任や消防計画の作成状況等

防火管理者の選任及び消防署への届出について、複合施設等において防火管理者が1人も選任されていない施設はなかったが、一部の併設施設で防火管理者が選任されていない事業所があった。消防計画についても計画が策定されていない事業所があった。また、内容が東京消防庁の記載例に照らして、十分とはいえない消防計画も見受けられた。

また、消防設備点検の結果を把握していない事業所が一部あった。

(1) 防火管理者の選任状況について

- 複合施設では、全ての施設で漏れなく選任されていた。
- 保育園等併設施設では、防火管理者を1名又は複数を選任し施設内の全ての事業所を網羅している施設は30施設であった。14施設※別記3では、防火管理者の選任又は消防署への届出がされていない事業所があった。
- 学校等併設施設では、防火管理者を1名又は複数を選任し施設内の全ての事業所を網羅している施設は20施設であった。2施設※別記4では、防火管理者の選任又は消防署への届出がされていない事業所があった。
- その他の併設施設では、防火管理者を1名又は複数を選任し施設内の全ての事業所を網羅している施設は26施設であった。5施設※別記5では、防火管理者の選任又は消防署への届出がされていない事業所があった。

(表7) 防火管理者の選任状況

区分	全ての事業所を対象とする1名の防火管理者を選任している施設	複数の防火管理者を選任している施設 (全ての事業所を網羅)	防火管理者が一人選任されている施設 (選任されていない事業所がある施設)	防火管理者が複数選任されている施設 (選任されていない事業所がある施設)
複合施設 13	9 (69.2%)	4 (30.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
保育園等併設施設 44	20 (45.5%)	10 (22.7%)	11 (25.0%)	3 (6.8%)
学校等併設施設 22	7 (31.8%)	13 (59.1%)	2 (9.1%)	0 (0.0%)
その他の併設施設 31	12 (38.7%)	14 (45.2%)	5 (16.1%)	0 (0.0%)
併設施設合計 97	39 (40.2%)	37 (38.1%)	18 (18.6%)	3 (3.1%)
全施設合計 110	48 (43.6%)	41 (37.3%)	18 (16.4%)	3 (2.7%)

(2) 消防計画の作成等について

- 複合施設では、全ての施設で漏れなく作成されていた。9施設では1つの計画、4施設では複数の計画が作成されていた。
- 保育園等併設施設では、建物全体又は事業所ごとの消防計画により施設内の全ての事業所を網羅している施設は28施設であった。16施設※別記6では、計画が作成されていない又は併設事業所の計画に含まれることが読み取れない事業所があった。
- 学校等併設施設では、建物全体又は事業所ごとの消防計画により施設内の全ての事業所を網羅している施設は20施設であった。2施設※別記7では、計画が作成されていない又は併設事業所の計画に含まれることが読み取れない事業所があった。
- その他の併設施設では、建物全体又は事業所ごとの消防計画により施設内の全ての事業所を網羅している施設は25施設であった。6施設※別記8では、計画が作成されていない又は併設事業所の計画に含まれることが読み取れない事業所があった。

(表8) 消防計画の作成状況

施設区分	建物全体の消防計画がある施設	事業所ごとに消防計画がある施設 (全ての事業所を網羅)	建物全体の消防計画がある施設 (一部の事業所で作成されていない施設)	事業所ごとに消防計画がある施設 (一部の事業所で作成されていない施設)
複合施設 13	9 (69.2%)	4 (30.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
保育園等併設施設 44	18 (40.9%)	10 (22.7%)	13 (29.5%)	3 (6.8%)
学校等併設施設 22	8 (36.4%)	12 (54.5%)	2 (9.1%)	0 (0.0%)
その他の併設施設 31	13 (41.9%)	12 (38.7%)	6 (19.4%)	0 (0.0%)
併設施設合計 97	39 (40.2%)	34 (35.1%)	21 (21.6%)	3 (3.1%)
全施設合計 110	48 (43.6%)	38 (34.5%)	21 (19.1%)	3 (2.7%)

(3) 複数の事業所を対象範囲とする消防計画作成のプロセスについて

- 複合施設では、46 事業所のうち 41 事業所で複数の事業所を対象範囲とする消防計画が作成されており、全ての事業所と検討したのが 24 事業所、一部の事業所と検討したのが 3 事業所、作成した事業所が単独で検討したのが 14 事業所であった。
- 保育園等併設施設では、98 事業所のうち 44 事業所で複数の事業所を対象範囲とする消防計画が作成されており、全ての事業所と検討したのが 19 事業所、一部の事業所と検討したのが 2 事業所、作成した事業所が単独で検討したのが 23 事業所であった。
- 学校等併設施設では、46 事業所のうち 16 事業所で複数の事業所を対象範囲とする消防計画が作成されており、全ての事業所と検討したのが 2 事業所、一部の事業所と検討したのが 2 事業所、作成した事業所が単独で検討したのが 12 事業所であった。
- その他の併設施設では、70 事業所のうち 38 事業所で複数の事業所を対象範囲とする消防計画が作成されており、全ての事業所と検討したのが 29 事業所、作成した事業所が単独で検討したのが 9 事業所であった。

(表9) 複数の事業所を対象範囲とする消防計画の作成プロセスについて

区分	建物内全ての事業所で検討等を行い、作成した	建物内の一部の事業所との間で検討等を行い、作成した	作成した事業所が単独で検討し、作成した
複合施設 41/46	24 (58.5%)	3 (7.3%)	14 (34.1%)
保育園等併設施設 44/98	19 (43.2%)	2 (4.5%)	23 (52.3%)
学校等併設施設 16/46	2 (12.5%)	2 (12.5%)	12 (75.0%)
その他の併設施設 38/70	29 (76.3%)	0 (0.0%)	9 (23.7%)
併設施設合計 98/214	50 (51.0%)	4 (4.1%)	44 (44.9%)
全施設合計 139/260	74 (53.2%)	7 (5.0%)	58 (41.7%)

(4) 消防計画の共有状況について

- 複合施設では、消防計画を共有しているのは12施設で、荻窪地域区民センター・保育室荻窪第五では共有されていなかった。
- 保育園等併設施設では、消防計画を共有しているのは24施設で、残りの20施設※別記9では共有されていなかった。
- 学校等併設施設では、消防計画を共有しているのは2施設で、残りの20施設※別記10については共有されていなかった。
- その他の併設施設では、消防計画を共有しているのは15施設で、残りの16施設※別記11では共有されていなかった。

(表10) 消防計画を共有している施設数

区分	共有している施設数	共有していない施設数
複合施設 13	12 (92.3%)	1 (7.7%)
保育園等併設施設 44	24 (54.5%)	20 (45.5%)
学校等併設施設 22	2 (9.1%)	20 (90.9%)
その他の併設施設 31	15 (48.4%)	16 (51.6%)
併設施設合計 97	41 (42.3%)	56 (57.7%)
全施設合計 110	53 (48.2%)	57 (51.8%)

(5) 消防設備点検について

消防設備点検は全ての複合施設等で、漏れなく実施されていた。

(表 11) 消防設備点検の実施状況

区分	自身の事業所又は所管課で契約している事業所数	併設の事業所等で契約しているものに含まれている事業所数
複合施設 46	13 (28.3%)	33 (71.7%)
保育園等併設施設 98	45 (45.9%)	53 (54.1%)
学校等併設施設 46	30 (65.2%)	16 (34.8%)
その他の併設施設 70	36 (51.4%)	34 (48.6%)
併設施設合計 214	111 (51.9%)	103 (48.1%)
全施設合計 260	124 (47.7%)	136 (52.3%)

- 複合施設では、6事業所※別記 12 から消防設備点検の結果を把握していないと回答があった。
- 保育園等併設施設では、1事業所※別記 13 から消防設備点検の結果を把握していないと回答があった。
- 学校等併設施設では、2事業所※別記 14 から消防設備点検の結果を把握していないと回答があった。
- その他の併設施設では、8事業所※別記 15 から消防設備点検の結果を把握していないと回答があった。

(表 12) 消防設備点検結果の把握状況

区分	把握している事業所数	把握していない事業所数
複合施設 46	40 (87.0%)	6 (13.0%)
保育園等併設施設 98	97 (99.0%)	1 (1.0%)
学校等併設施設 46	44 (95.7%)	2 (4.3%)
その他の併設施設 70	62 (88.6%)	8 (11.4%)
併設施設合計 214	203 (94.9%)	11 (5.1%)
全施設合計 260	243 (93.5%)	17 (6.5%)

4 避難訓練等の実施状況

事業所単位で見ると避難訓練等を実施していないケースや複数の事業所による合同訓練を実施していないケースがあったが、施設単位で見ると避難訓練等を実施していない複合施設等はなかった。

(1) 合同訓練の実施状況について

- 複合施設では、12 施設で複数の事業所が参加する合同訓練を実施していた。1 施設※別記 16 は合同訓練を実施していなかった。
- 保育園等併設施設では、33 施設で複数の事業所が参加する合同訓練を実施していた。11 施設※別記 17 は合同訓練を実施していなかった。
- 学校等併設施設では、2 施設で複数の事業所が参加する合同訓練を実施していた。20 施設※別記 18 は合同訓練を実施していなかった。
- その他の併設施設では、14 施設で複数の事業所が参加する合同訓練を実施していた。17 施設※別記 19 は合同訓練を実施していなかった。

(表 13) 建物全体での平成29年度の訓練実施状況(訓練内容は複数回答あり)

区分	合同で訓練を実施した施設数	消火訓練を実施した施設数	避難訓練を実施した施設数	通報訓練を実施した施設数
複合施設 13	12 (92.3%)	10 (76.9%)	11 (84.6%)	9 (69.2%)
保育園等併設施設 44	33 (75.0%)	30 (68.2%)	29 (65.9%)	21 (47.7%)
学校等併設施設 22	2 (9.1%)	1 (4.5%)	2 (9.1%)	0 (0.0%)
その他の併設施設 31	14 (45.2%)	14 (45.2%)	11 (35.5%)	8 (25.8%)
併設施設合計 97	49 (50.5%)	45 (46.4%)	42 (43.3%)	29 (29.9%)
全施設合計 110	61 (55.5%)	55 (50.0%)	53 (48.2%)	38 (34.5%)

5 利用者等の安全確保や大規模災害発生時の施設内待機への対応状況

AEDの設置は進んでおり、複合施設等においてもAEDを操作できる職員が複数配置されている。しかし、AEDの設置場所が案内図等に明示されていない複合施設等もあった。

東京都震災対策条例に定められている、事業所防災計画については、未作成又は作成されているものの、内容が東京消防庁の記載例と照らして十分とはいえないケースがあった。

個別に確認したところ、未作成の事業所は60事業所(23.1%)※別記22～別記27だった。

東京都帰宅困難者対策条例に基づく、従業員等の施設内待機のための備蓄について、一部の事業所で帰宅困難者の一時滞在施設としての備蓄品や医療救護所としての備蓄品等と混同していると思われるケースが見受けられた。

(1) AEDの設置と表示の状況について

- 複合施設では、13施設のうち12施設に設置されていた。設置場所の表示は全ての施設で行われていたが、フロア案内図等に表示していた施設は4施設であった。
- 保育園等併設施設では、31施設に設置されていた。このうち1施設では、施設全体の設置場所の表示がされていた。29施設では単独で設置場所を表示していた。なお、1施設※別記20では設置の表示をしていなかった。
- 学校等併設施設では、全22施設に設置されていた。このうち4施設では、施設全体の設置場所の表示がされていたが、18施設は単独で設置場所を表示していた。
- その他の併設施設では、17施設に設置されていた。このうち7施設では、施設全体の設置場所の表示がされていた。8施設では単独で設置場所を表示していた。なお、2施設※別記21では設置の表示をしていなかった。

(表14) 施設内のAED設置状況

区分	1台の施設	2台の施設	3台以上の施設	設置されていない施設
複合施設 13	4 (30.8%)	7 (53.8%)	1 (7.7%)	1 (7.7%)
保育園等併設施設 44	27 (61.4%)	4 (9.1%)	0 (0.0%)	13 (29.5%)
学校等併設施設 22	16 (72.7%)	6 (27.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
その他の併設施設 31	13 (41.9%)	4 (12.9%)	0 (0.0%)	14 (45.2%)
併設施設合計 97	56 (57.7%)	14 (14.4%)	0 (0.0%)	27 (27.8%)
全施設合計 110	60 (54.5%)	21 (19.1%)	1 (0.9%)	28 (25.5%)

(表 15) 施設内のAED設置場所の表示状況

区分	施設全体に設置場所が表示されている施設	事業所が単独で設置場所を表示している施設	設置されているが、表示していない施設
複合施設 12/13	4 (33.3%)	8 (66.7%)	0 (0.0%)
保育園等併設施設 31/44	1 (3.2%)	29 (93.5%)	1 (3.2%)
学校等併設施設 22/22	4 (18.2%)	18 (81.8%)	0 (0.0%)
その他の併設施設 17/31	7 (41.2%)	8 (47.1%)	2 (11.8%)
併設施設合計 70/97	12 (17.1%)	55 (78.6%)	3 (4.3%)
全施設合計 82/110	16 (19.5%)	63 (76.8%)	3 (3.7%)

(2) AEDが設置されている複合施設等における職員等のAED講習の受講状況について

- 複合施設では、AEDが設置されている 12 施設について事業所単位で見ると、全員受講が 21 事業所、一部未受講が 20 事業所、全員未受講の事業所はなかった。
- 保育園等併設施設では、AEDが設置されている 31 施設について事業所単位で見ると、全員受講が 33 事業所、一部未受講が 36 事業所、全員未受講の事業所は 1 事業所（上荻窪会議室）であった。
- 学校等併設施設では、AEDが設置されている 22 施設について事業所単位で見ると、全員受講が 24 事業所、一部未受講が 20 事業所、全員未受講の事業所は 2 事業所（和泉学園学童クラブ、西田小学校郷土資料展示室）であった。
- その他の併設施設では、AEDが設置されている 17 施設について事業所単位で見ると、全員受講が 14 事業所、一部未受講が 21 事業所、全員未受講の事業所は 3 事業所（高井戸子どもセンター、成田会議室、桜上水北会議室）であった。

(表 16) AEDが設置されている複合施設等におけるAED使用方法の講習等の受講状況

区分	職員全員が受講している 事業所数	受けた職員と受けていな い職員がいる事業所数	受けた職員がいない事 業所数
複合施設 41/46	21 (51.2%)	20 (48.8%)	0 (0.0%)
保育園等併設施設 70/98	33 (47.1%)	36 (51.4%)	1 (1.4%)
学校等併設施設 46/46	24 (52.2%)	20 (43.5%)	2 (4.3%)
その他の併設施設 38/70	14 (36.8%)	21 (55.3%)	3 (7.9%)
併設施設合計 154/214	71 (46.1%)	77 (50.0%)	6 (3.9%)
全施設合計 195/260	92 (47.2%)	97 (49.7%)	6 (3.1%)

(参考) 監査対象全事業所におけるAED使用方法の講習等の受講状況

区分	職員全員が受講している 事業所数	受けた職員と受けていな い職員がいる事業所数	受けた職員がいない事 業所数
複合施設 46	23 (50.0%)	23 (50.0%)	0 (0.0%)
保育園等併設施設 98	43 (43.9%)	52 (53.1%)	3 (3.1%)
学校等併設施設 46	24 (52.2%)	20 (43.5%)	2 (4.3%)
その他の併設施設 70	22 (31.4%)	39 (55.7%)	9 (12.9%)
併設施設合計 214	89 (41.6%)	111 (51.9%)	14 (6.5%)
全施設合計 260	112 (43.1%)	134 (51.5%)	14 (5.4%)

(3) 事業所防災計画の策定状況について

- 複合施設では、全ての事業所が策定している施設が9施設、一部の事業所で策定されていない施設が2施設※別記22、全ての事業所が策定していない施設が2施設※別記23であった。
- 保育園等併設施設では、全ての事業所が策定している施設が24施設、一部の事業所で策定されていない施設が20施設※別記24であった。
- 学校等併設施設では、全ての事業所が策定している施設が14施設、一部の事業所で策定されていない施設が8施設※別記25であった。
- その他の併設施設では、全ての事業所が策定している施設が15施設、一部の事業所で策定されていない施設が13施設※別記26、全ての事業所が策定していない施設が3施設※別記27あった。

(表17) 事業所防災計画の作成状況

施設区分	全ての事業所で計画策定済みの施設数	一部の事業所で計画が未策定の施設数	全ての事業所で計画が未策定の施設数
複合施設 13	9 (69.2%)	2 (15.4%)	2 (15.4%)
保育園等併設施設 44	24 (54.5%)	20 (45.5%)	0 (0.0%)
学校等併設施設 22	14 (63.6%)	8 (36.4%)	0 (0.0%)
その他の併設施設 31	15 (48.4%)	13 (41.9%)	3 (9.7%)
併設施設合計 97	53 (54.6%)	41 (42.3%)	3 (3.1%)
全施設合計 110	62 (56.4%)	43 (39.1%)	5 (4.5%)

(4) 職員等の施設内待機に必要な飲料水・食糧等の備蓄について

- 複合施設では、備蓄している事業所が 24 事業所、備蓄していない事業所が 22 事業所であった。
- 保育園等併設施設では、備蓄している事業所が 65 事業所、備蓄していない事業所が 33 事業所であった。
- 学校等併設施設では、備蓄している事業所が 36 事業所、備蓄していない事業所が 10 事業所であった。
- その他の併設施設では、備蓄している事業所は 37 事業所、備蓄していない事業所が 33 事業所であった。

(表 18) 職員等の施設内待機に必要な食糧等の備蓄状況

区分	同一建物内に備蓄している事業所数	建物外に備蓄している事業所数	備蓄していない事業所数
複合施設 46	21 (45.7%)	3 (6.5%)	22 (47.8%)
保育園等併設施設 98	63 (64.3%)	2 (2.0%)	33 (33.7%)
学校等併設施設 46	28 (60.9%)	8 (17.4%)	10 (21.7%)
その他の併設施設 70	34 (48.6%)	3 (4.3%)	33 (47.1%)
併設施設合計 214	125 (58.4%)	13 (6.1%)	76 (35.5%)
全施設合計 260	146 (56.2%)	16 (6.2%)	98 (37.7%)

6 事業所間の情報共有や協力・連携の状況

複合施設等では、セシオン杉並のように複数の事業所による連絡会の実施により情報共有を図っているケースや、杉並保健所のように中心となる事業所から各事業所に情報共有を行っているケースなどがある。また、上荻保育園・上荻児童館などでは日常的に協力・連携が図られている。一方で、連絡会等はなく連携をすることもなく別々に運営されているケースも見受けられた。

(1) 施設管理やその他事業所間の情報共有等を目的とした連絡会の実施状況

- 複合施設では、連絡会等を実施しているのは 9 施設であった。4 施設では連絡会等は実施されていなかった。
- 保育園等併設施設では、連絡会等を実施しているのは 25 施設であった。19 施設では連絡会等は実施されていなかった。
- 学校等併設施設では、連絡会等を実施しているのは 16 施設であった。6 施設では連絡会等は実施されていなかった。
- その他の併設施設では、連絡会等を実施しているのは 11 施設であった。20 施設では連絡会等は実施されていなかった。

(表 19)

建物内の事業所間で情報共有や調整のための連絡会等を実施している施設数

施設区分	建物内の全ての事業所による連絡会を実施している施設	建物内の一部の事業所間による連絡会を実施している施設	連絡会を実施していない施設
複合施設 13	8 (61.5%)	1 (7.7%)	4 (30.8%)
保育園等併設施設 44	23 (52.3%)	2 (4.5%)	19 (43.2%)
学校等併設施設 22	16 (72.7%)	0 (0.0%)	6 (27.3%)
その他の併設施設 31	10 (32.3%)	1 (3.2%)	20 (64.5%)
併設施設合計 97	49 (50.5%)	3 (3.1%)	45 (46.4%)
全施設合計 110	57 (51.8%)	4 (3.6%)	49 (44.5%)

(表 20) 施設管理に関する連絡会を実施している施設数と実施回数

区分	0 回	1 回	2 回	3 回以上
複合施設 13	4 (30.8%)	4 (30.8%)	4 (30.8%)	1 (7.7%)
保育園等併設施設 44	30 (68.2%)	7 (15.9%)	2 (4.5%)	5 (11.4%)
学校等併設施設 22	12 (54.5%)	4 (18.2%)	1 (4.5%)	5 (22.7%)
その他の併設施設 31	21 (67.7%)	1 (3.2%)	1 (3.2%)	8 (25.8%)
併設施設合計 97	63 (64.9%)	12 (12.4%)	4 (4.1%)	18 (18.6%)
全施設合計 110	67 (60.9%)	16 (14.5%)	8 (7.3%)	19 (17.3%)

(表 21) 事業所間で連携した行事等を実施している施設数

区分	連携行事等がある施設	連携行事がない施設
複合施設 13	8 (61.5%)	5 (38.5%)
保育園等併設施設 44	35 (79.5%)	9 (20.5%)
学校等併設施設 22	17 (77.3%)	5 (22.7%)
その他の併設施設 31	11 (35.5%)	20 (64.5%)
併設施設合計 97	63 (64.9%)	34 (35.1%)
全施設合計 110	71 (64.5%)	39 (35.5%)

監査の結果（別記）

以下は、書面調査により各事業所から回答のあった内容をまとめた結果である。
（平成 29 年 12 月 11 日時点）

※表示の順番は、営繕課において施設台帳等の検索に使用している建物番号（縦方向）と、行政順（横方向）による。

別記1(P.11) 共用部の管理等が明確（一部不明確も含む）になっていない施設

- ゆうゆう和田館・保育室和田南・さざんかステップアップ教室和田教室
- ゆうゆう西田館・西田保育園
- ゆうゆう四宮館・四宮保育園
- ゆうゆう桃井館・桃井グループ保育室
- ゆうゆう高井戸西館・高井戸西児童館
- ゆうゆう久我山館・久我山保育園
- ゆうゆう下井草館・下井草保育園・下井草児童館

別記2(P.11) 共用部の管理等が一部で明確になっていない施設

- 高円寺体育館・杉並清掃事務所高円寺車庫

別記3(P.13) 防火管理者が選任されていない又は消防署へ届出がされていない事業所(□部分)がある施設

- ゆうゆう和田館・保育室和田南・さざんかステップアップ教室和田教室
- 上荻窪会議室・ゆうゆう上荻窪館・ケア 24 上荻
- 高井戸会議室・保育室高井戸北・高井戸児童館
- ゆうゆう西田館・西田保育園
- ゆうゆう大宮前館・大宮前保育園
- ゆうゆう高井戸西館・高井戸西児童館
- ゆうゆう高井戸東館・高井戸東保育園
- ゆうゆう井草館・井草保育園・井草児童館
- ゆうゆう荻窪東館・荻窪東保育園
- 職員中瀬寮・中瀬保育園
- 大宮保育園・大宮児童館
- 松ノ木保育園・松ノ木児童館
- ゆうゆう方南館・方南児童館
- 杉並区職員高円寺防災住宅・ゆうゆう高円寺南館・ひととき保育高円寺南・高円寺南保育園

別記4(P.13) 防火管理者が選任されていない又は消防署へ届出がされていない事業所(□部分)がある施設

- 高二学童クラブ・高井戸第二小学校
- 久我山学童クラブ・久我山小学校

別記5(P.13)防火管理者が選任されていない又は消防署へ届出がされていない事業所(□部分)がある施設

- 馬橋会議室・ひととき保育馬橋
- 荻窪会議室・ケア24南荻窪・保育室荻窪
- 上井草会議室・保育室上井草西
- 荻窪ふれあいの家・シルバー人材センター荻窪分室
- 桜上水北会議室・桜上水北図書サービスコーナー

別記6(P.14)消防計画が作成されていない又は併設事業所の消防計画に含まれることが読み取れない事業所(□部分)がある施設

- ゆうゆう和田館・保育室和田南・さざんかステップアップ教室和田教室
- 上荻窪会議室・ゆうゆう上荻窪館・ケア24上荻
- 高井戸会議室・保育室高井戸北・高井戸児童館
- ゆうゆう西田館・西田保育園
- ゆうゆう大宮前館・大宮前保育園
- ゆうゆう高井戸西館・高井戸西児童館
- ゆうゆう西荻北館・西荻北保育園
- ゆうゆう高円寺東館・高円寺東児童館
- ゆうゆう井草館・井草保育園・井草児童館
- ゆうゆう阿佐谷北館・阿佐谷北保育園
- ゆうゆう久我山館・久我山保育園
- ゆうゆう荻窪東館・荻窪東保育園
- 職員中瀬寮・中瀬保育園
- 大宮保育園・大宮児童館
- ゆうゆう方南館・方南児童館
- 職員高円寺防災住宅・ゆうゆう高円寺南館・ひととき保育高円寺南・高円寺南保育園

別記7(P.14)消防計画が作成されていない又は併設事業所の消防計画に含まれることが読み取れない事業所(□部分)がある施設

- 高二学童クラブ・高井戸第二小学校
- 久我山学童クラブ・久我山小学校

別記8(P.14)消防計画が作成されていない又は併設事業所の消防計画に含まれることが読み取れない事業所(□部分)がある施設

- 馬橋会議室・ひととき保育馬橋
- 荻窪会議室・ケア24南荻窪・保育室荻窪
- 上井草会議室・保育室上井草西
- さざんかステップアップ教室宮前教室・宮前図書館
- 荻窪ふれあいの家・シルバー人材センター荻窪分室
- 桜上水北会議室・桜上水北図書サービスコーナー

別記9(P.16) 消防計画を共有していない施設

- ゆうゆう和田館・保育室和田南・さざんかステップアップ教室和田教室
- 上荻窪会議室・ゆうゆう上荻窪館・ケア 24 上荻
- 高井戸会議室・保育室高井戸北・高井戸児童館
- 西荻南区民集会所・西荻南児童館
- ゆうゆう西田館・西田保育園
- ゆうゆう大宮前館・大宮前保育園
- ゆうゆう桃井館・桃井グループ保育室
- ゆうゆう高井戸西館・高井戸西児童館
- ゆうゆう高井戸東館・高井戸東保育園
- ゆうゆう井草館・井草保育園・井草児童館
- ゆうゆう下井草館・下井草保育園・下井草児童館
- 職員中瀬寮・中瀬保育園
- 大宮保育園・大宮児童館
- 堀ノ内東保育園・堀ノ内東児童館
- 永福南保育園・永福南児童館
- 今川保育園・今川児童館
- 堀ノ内子供園・堀ノ内南児童館
- こども発達センター・上高井戸児童館・南公園緑地事務所
- むさしの保育園方南分園・方南図書館
- 職員高円寺防災住宅・ゆうゆう高円寺南館・ひととき保育高円寺南・高円寺南保育園

別記 10(P.16) 消防計画を共有していない施設

- 杉二学童クラブ・杉並第二小学校
- 高円寺北子供園・杉並第四小学校
- 杉九ゆうゆうハウス・杉並第九小学校
- 杉並第十小学校温水プール・杉並第十小学校
- 西田ゆうゆうハウス・西田小学校郷土資料展示室・西田小学校
- 桃三ふれあいの家・桃井第三小学校
- ふれあいの家しもいぐさ正吉苑・桃井第五小学校
- 高二学童クラブ・高井戸第二小学校
- 高三学童クラブ・高井戸第三小学校
- 浜田山第二学童クラブ・浜田山小学校
- 大宮小学童クラブ・大宮小学校
- 和田区民集会所・和田障害者交流館・和田小学校
- 方南ふれあいの家・方南小学校
- 八成ふれあいの家・八成小学校
- 上高井戸第二学童クラブ・高井戸東小学校
- 久我山学童クラブ・久我山小学校

- 松溪ふれあいの家・松溪中学校
- 高井戸図書館・高井戸中学校
- 大宮ふれあいの家・大宮中学校
- 和泉学園学童クラブ・杉並和泉学園

別記 11 (P.16) 消防計画を共有していない施設

- 職員会館・保育室阿佐谷南
- ケア 24 松ノ木・保育室ほりまつ
- 高円寺中央会議室・高円寺グループ保育室
- 成田会議室・ケア 24 成田
- 荻窪会議室・保育室荻窪・ケア 24 南荻窪
- 清沓中通会議室・保育室清沓中通
- 上井草会議室・保育室上井草西
- さざんかステップアップ教室宮前教室・宮前図書館
- 高円寺体育館・杉並清掃事務所高円寺車庫
- シルバー人材センター清水分室・ふれあいの家しみず正吉苑
- 井草区民事務所・保育室下井草北
- 桜上水北会議室・桜上水北図書サービスコーナー
- みなみ阿佐ヶ谷ビル(統計係)・交流協会・スポーツ振興財団・シルバー人材センター
- 保育室今川北・今川北学童クラブ
- 保育室高円寺第二・高円寺駅前図書サービスコーナー
- 重症心身障害児通所施設わかば・保育室若杉

別記 12 (P.17) 消防設備点検の結果を把握していない事業所

- 定期利用保育施設西荻
- 成年後見センター ○社会福祉協議会 ○くらしのサポートステーション
- すぎなみ協働プラザ
- 永福和泉区民事務所

別記 13 (P.17) 消防設備点検の結果を把握していない事業所

- ゆうゆう和田館

別記 14 (P.17) 消防設備点検の結果を把握していない事業所

- 杉並第四小学校
- 西田小学校郷土資料展示室

別記 15 (P.17) 消防設備点検の結果を把握していない事業所

- ケア 24 松ノ木
- さざんかステップアップ教室荻窪教室
- シルバー人材センター荻窪分室
- みなみ阿佐ヶ谷ビル(統計係) ○交流協会 ○スポーツ振興財団 ○シルバー人材センター
- 高円寺駅前図書サービスコーナー

別記 16 (P.18) 建物全体での合同訓練を実施していない施設

- 荻窪地域区民センター・保育室荻窪第五

別記 17 (P.18) 建物全体での合同訓練を実施していない施設

- 上荻窪会議室・ゆうゆう上荻窪館・ケア 24 上荻
- 高井戸会議室・保育室高井戸北・高井戸児童館
- 西荻南区民集会所・西荻南児童館
- ゆうゆう天沼館・天沼保育園
- ゆうゆう高円寺東館・高円寺東児童館
- 職員中瀬寮・中瀬保育園
- 堀ノ内子供園・堀ノ内南児童館
- 高円寺子どもセンター・高円寺南児童館・高円寺保健センター
- こども発達センター・上高井戸児童館・南公園緑地事務所
- 男女平等推進センター・高齢者ゲートボール場・児童青少年センター
- 職員高円寺防災住宅・ゆうゆう高円寺南館・ひととき保育高円寺南・高円寺南保育園

別記 18 (P.18) 建物全体での合同訓練を実施していない施設

- 杉二学童クラブ・杉並第二小学校
- 第九ゆうゆうハウス・杉並第九小学校
- 杉並第十小学校温水プール・杉並第十小学校
- 西田ゆうゆうハウス・西田小学校郷土資料展示室・西田小学校
- 東田学童クラブ・東田小学校
- ふれあいの家しもいぐさ正吉苑・桃井第五小学校
- 高二学童クラブ・高井戸第二小学校
- 高三学童クラブ・高井戸第三小学校
- 浜田山第二学童クラブ・浜田山小学校
- 大宮小学童クラブ・大宮小学校
- 和田区民集会所・和田障害者交流館・和田小学校
- 方南ふれあいの家・方南小学校
- 八成ふれあいの家・八成小学校
- 上高井戸第二学童クラブ・高井戸東小学校
- 久我山学童クラブ・久我山小学校
- 松溪ふれあいの家・松溪中学校
- さざんかステップアップ教室天沼教室・天沼中学校
- 高井戸図書館・高井戸中学校
- 大宮ふれあいの家・大宮中学校
- 和泉学園学童クラブ・杉並和泉学園

別記 19 (P.18) 建物全体での合同訓練を実施していない施設

- 職員会館・保育室阿佐谷南
- ケア 24 松ノ木・保育室ほりまつ
- 高円寺中央会議室・高円寺グループ保育室
- 馬橋会議室・ひととき保育馬橋
- 成田会議室・ケア 24 成田
- 荻窪会議室・ケア 24 南荻窪・保育室荻窪
- 清查中通会議室・保育室清查中通
- 上井草会議室・保育室上井草西
- さざんかステップアップ教室宮前教室・宮前図書館
- さざんかステップアップ教室荻窪教室・中央図書館
- ふれあいの家しみず正吉苑・シルバー人材センター清水分室
- 井草区民事務所・保育室下井草北
- 荻窪ふれあいの家・シルバー人材センター荻窪分室、
- 桜上水北会議室・桜上水北図書サービスコーナー
- みなみ阿佐ヶ谷ビル(統計係)・交流協会・スポーツ振興財団・シルバー人材センター
- 今川北学童クラブ・保育室今川北
- 保育室高円寺第二・高円寺駅前図書サービスコーナー

別記 20 (P.19) AED の設置場所を表示していない施設

- 上荻窪会議室・ゆうゆう上荻窪館・ケア 24 上荻

別記 21 (P.19) AED の設置場所を表示していない施設

- 上井草ふれあいの家・特別養護老人ホーム上井草園・ケア 24 上井草
- 保育室今川北・今川北学童クラブ

別記 22 (P.22) 事業所防災計画が策定されていない事業所(□部分)がある施設

- 方南和泉会議室・方南会館・家庭福祉員グループピーカーぶう
- 荻窪地域区民センター・保育室荻窪第五

別記 23 (P.22) 事業所防災計画が策定されていない事業所(□部分)がある施設

- 障害者地域相談支援センター高円寺・高円寺障害者交流館・杉並福祉事務所高円寺事務所
- 杉並会館・杉並アニメーションミュージアム

別記 24 (P.22) 事業所防災計画が策定されていない事業所(□部分)がある施設

- ゆうゆう和田館・保育室和田南・さざんかステップアップ教室和田教室
- 上荻窪会議室・ゆうゆう上荻窪館・ケア 24 上荻
- 高井戸会議室・保育室高井戸北・高井戸児童館
- ゆうゆう西田館・西田保育園
- ゆうゆう大宮前館・大宮前保育園
- 桃井グループ保育室・ゆうゆう桃井館

- ゆうゆう高井戸西館・高井戸西児童館
- ゆうゆう西荻北館・西荻北保育園
- ゆうゆう高井戸東館・高井戸東保育園
- ゆうゆう高円寺東館・高円寺東児童館
- ゆうゆう井草館・井草保育園・井草児童館
- ゆうゆう阿佐谷北館・阿佐谷北保育園
- ゆうゆう善福寺館・善福寺保育園
- ゆうゆう久我山館・久我山保育園
- ゆうゆう浜田山館・浜田山保育園
- 職員中瀬寮・中瀬保育園
- 大宮保育園・大宮児童館
- ゆうゆう方南館・方南児童館
- 高円寺子どもセンター・高円寺南児童館・高円寺保健センター
- 男女平等推進センター・高齢者ゲートボール場・児童青少年センター

別記 25 (P.22) 事業所防災計画が策定されていない事業所 (部分) がある施設

- 杉二学童クラブ・杉並第二小学校
- 杉並第十小学校温水プール・杉並第十小学校
- 桃三ふれあいの家・桃井第三小学校
- 高二学童クラブ・高井戸第二小学校
- 大宮小学童クラブ・大宮小学校
- 和田区民集会所・和田障害者交流館・和田小学校
- 上高井戸第二学童クラブ・高井戸東小学校
- 久我山学童クラブ・久我山小学校

別記 26 (P.22) 事業所防災計画が策定されていない事業所 (部分) がある施設

- 馬橋会議室・ひととき保育馬橋
- 成田会議室・ケア 24 成田
- 荻窪会議室・ケア 24 南荻窪・保育室荻窪
- 清查中通会議室・保育室清查中通
- 上井草会議室・保育室上井草西
- さざんかステップアップ教室宮前教室・宮前図書館
- 浜田山会館・ケア 24 浜田山
- 高円寺体育館・杉並清掃事務所高円寺車庫
- さざんかステップアップ教室荻窪教室・中央図書館
- 井草区民事務所・保育室下井草北
- 荻窪ふれあいの家・シルバー人材センター荻窪分室
- 桜上水北会議室・桜上水北図書サービスコーナー
- みなみ阿佐ヶ谷ビル(統計係)・交流協会・スポーツ振興財団・シルバー人材センター

別記 27 (P.22) 事業所防災計画が策定されていない事業所(□部分)がある施設

- | | | |
|----------|---|------------|
| 高円寺中央会議室 | ・ | 高円寺グループ保育室 |
|----------|---|------------|
- | | | |
|----------|---|---------|
| 和泉ふれあいの家 | ・ | 和泉みどりの里 |
|----------|---|---------|
- | | | |
|-----------|---|-------------------|
| ひととき保育西荻窪 | ・ | 小学館アカデミーにしおぎ駅前保育園 |
|-----------|---|-------------------|

参考

消防法（抜粋）

〔防火管理者〕

第8条 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店（これに準ずるものとして政令で定める大規模な小売店舗を含む。以下同じ。）、複合用途防火対象物（防火対象物で政令で定める二以上の用途に供されるものをいう。以下同じ。）その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、政令で定めるところにより、当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行わせなければならない。

2 前項の権原を有する者は、同項の規定により防火管理者を定めたときは、遅滞なくその旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

3 消防長又は消防署長は、第1項の防火管理者が定められていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、同項の規定により防火管理者を定めるべきことを命ずることができる。

4 消防長又は消防署長は、第1項の規定により同項の防火対象物について同項の防火管理者の行うべき防火管理上必要な業務が法令の規定又は同項の消防計画に従って行われていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、当該業務が当該法令の規定又は消防計画に従って行われるように必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

5 第5条第3項及び第4項の規定は、前2項の規定による命令について準用する。

消防法施行令（抜粋）

（防火管理者の責務）

第3条の2 防火管理者は、総務省令で定めるところにより、当該防火対象物についての防火管理に係る消防計画を作成し、所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。

2 防火管理者は、前項の消防計画に基づいて、当該防火対象物について消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行わなければならない。

3 防火管理者は、防火管理上必要な業務を行うときは、必要に応じて当該防火対象物の管理について権原を有する者の指示を求め、誠実にその職務を遂行しなければならない。

4 防火管理者は、消防の用に供する設備、消防用水若しくは消火活動上必要な施設の点検及び整備又は火気の使用若しくは取扱いに関する監督を行うときは、火元責任者その他の防火管理の業務に従事する者に対し、必要な指示を与えなければならない。

東京都震災対策条例（抜粋）

（事業所防災計画の作成）

第10条 事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、都及び区市町村が作成する地域防災計画を基準として、事業所単位の防災計画（以下「事業所防災計画」という。）を作成しなければならない。

東京都帰宅困難者対策条例（抜粋）

（従業者の一斉帰宅抑制）

第7条 事業者は、大規模災害の発生時において、管理する事業所その他の施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、従業者に対する当該施設内での待機の指示その他の必要な措置を講じることにより、従業者が一斉に帰宅することの抑制に努めなければならない。

2 事業者は、前項に規定する従業者の施設内での待機を維持するために、知事が別に定めるところにより、従業者の三日分の飲料水、食糧その他災害時における必要な物資を備蓄するよう努めなければならない。

第3 監査の意見

監査の結果を踏まえ、何らかの改善や検討が必要と思われるものを中心に、監査の意見を以下に述べる。

1 防火管理者の選任及び消防計画の作成等の状況

一定規模以上の建築物等の管理権原者（建物の所有者等）には、消防法第8条第1項により防火管理者の選任、同条第2項により防火管理者の選任・解任時の消防署長への届出が義務付けられている。また、消防計画の作成は、消防法施行令第3条の2第1項で防火管理者の責務とされ、消防署長への届出が義務付けられている。

しかしながら、書面調査や実地監査・実地調査の結果、防火管理者の選任や消防計画の作成がされていない事業所が複数見受けられた。

また、消防計画を作成しているものの、その内容が東京消防庁の示している記載例と照らして十分とは言えない事例もあった。

このように防火管理体制が不十分な場合、火災の予防や万一火災が発生した際に被害を最小限にとどめることなどが困難となるおそれがある。

人事異動等により、実質的に防火管理者が不在となる期間が発生していた事業所があったが、これは重大な問題である。新任者が防火管理者の選任に必要な資格を有していないことなどが主な理由であったが、取得するまでの間は、事業所内の他の有資格者を防火管理者として選任するなどの対応が必要と考える。

現在、区には、施設等における防火管理者の選任や消防計画の作成等について、統一的に所管を指導する部署や規則等はなく、所管課の判断に委ねられている。しかし、上記のような消防計画が作成されていない事例や内容が不十分な事例などは、主管課や各事業所の判断だけでは完全には防げないものと思料する。

今後、区立施設再編整備計画等に基づいて、施設の複合化・多機能化が図られていく中で、複合施設等を構成する事業所の機能や運営方式は多様な組み合わせとなることが想定される。

こうした点を踏まえて、防火管理者の選任や消防計画の作成漏れ等を予防するための方策を検討されたい。

2 避難訓練等の実施状況

複合施設等又はこれを構成する事業所において、防火管理者は、消防計画に基づいて避難訓練や消火訓練等を実施することとなっている。

書面調査や実地監査・実地調査の結果を事業所単位で見ると、訓練を実施していないケースや複数の事業所による合同訓練を実施していないケースが見受けられたが、各複合施設等においては概ね適切に訓練が実施されていた。

複合施設等においては、火災発生時の延焼等を想定して、施設全体で一体的な防

火管理と訓練を行うことが重要と考える。

また、書面調査においても、複合・併設のメリットとして、災害発生時の協力・連携を挙げている事業所が複数あった。

そこで、複合施設等においては、施設全体で消防計画を把握・共有し、事業所間の連携や避難方法、消火器の確認等を行うために、施設の特性に応じて、複数の事業所による合同訓練を年1回以上実施するよう努められたい。

3 利用者等の安全確保や大規模災害発生時の施設内待機への対応状況

(1) AEDについて

AEDは、区立学校、ゆうゆう館、地域区民センター、杉並保健所、保健センター等に設置されており、他の事業所においても徐々に設置が進んでいる。

また、職員のAED使用講習の受講が進んでおり、AEDを操作できる職員も複合施設等に複数配置されている。

一方、実地監査・実地調査を実施した複合施設等において、AEDの設置場所の表示が案内図等に明示されていないケースが複数あった。

AEDが必要な時に、その位置を知悉している職員等が第一発見者になるとは限らず、誰もが速やかに使うことができるように、設置場所が分かるよう表示方法を工夫されたい。

(2) 「事業所防災計画」について

東京都震災対策条例では、その用途や規模にかかわらず事業所ごとに事業所防災計画を作成しなくてはならないとされている。

しかしながら、書面調査で未作成との回答が60事業所（監査対象事業所の23.1%）からあった。

そのため、事業所防災計画を作成していない事業所は速やかに本計画を作成するとともに、区として作成漏れ等を防ぐ方策を検討されたい。

(3) 施設内待機のための備蓄について

東京都帰宅困難者対策条例第7条では、事業者に従業者の一斉帰宅抑制と、従業者の三日分の食料等の備蓄についての努力義務を課している。

しかしながら、現在までのところ区は一事業者として、職員等の施設内待機に必要な物資の備蓄を明確には行っていない。

また、書面調査の結果、職員等の施設内待機に必要な物資と、震災救援所や二次救援所、医療救護所、帰宅困難者の一時滞在施設等としての備蓄品とを混同して認識していると思われる事例が見受けられた。

区においては、職員等の施設内待機に必要な物資の備蓄のあり方を整理したうえで、各施設における備蓄品の使用目的等について、職員や指定管理者等の理解が深まるよう一層の周知を図られたい。

なお、実地監査・実地調査を行った複合施設等において、備蓄品の保管状況が

良好とはいえない事業所が一部で見受けられた。

そのため、緊急時に円滑に使用できるよう、日々の運営の中で備蓄品の整理・整頓に努められたい。

4 施設・設備の管理の状況

(1) 共用部の管理について

複合施設等における共用部の管理については、概ね適切に管理されていたが、一部の複合施設等で管理区分の範囲を職員等が十分理解していない事例が見受けられた。施設（敷地）内に管理区分の範囲が不明な箇所がある場合には、施設・設備の保全と利用者の安全確保のためにも、財産台帳その他の資料等で確認し、適切に管理されたい。

また、教室を集会施設に改修した学校において、集会施設の休館日に集会施設側からのみ入室可能な学校のポンプ室で不具合が生じたが、修理対応ができなかった事例があった。このような併設による弊害が生じないように、複合施設等の企画・設計段階から実際の運用を考慮して、調整等を十分に図られたい。

(2) 消防設備点検について

消防設備点検は、全ての複合施設等で漏れなく実施されていた。また、点検の結果、不良箇所があった場合の補修等も概ね適切に実施されていた。

ただし、不良箇所のなかった複合施設等で、その結果を事業所間で共有していない事例が見受けられた。

不良箇所の有無にかかわらず点検結果と、不良箇所があった場合の対応等について施設内の全ての事業所間で情報共有を図られたい。

5 事業所間の情報共有や協力・連携の状況

書面調査の結果、事業所間の情報共有等のために、連絡会を実施している複合施設等は、61 施設（監査対象施設の 55.5%）であった。また、連絡会を実施していない場合においても、実地監査・実地調査を行った複合施設等の多くでは、中心となる事業所による情報集約と発信が行われている事例や、日常的に情報共有が行われている事例など、それぞれの特性（施設を構成する事業所の種類や数、規模など）に合わせた方法で情報共有が図られていた。

事業所間で協力・連携した取組については、保育園行事のために併設のゆうゆう館からお茶の道具や椅子等を借りた例（物品の貸し借り）や、雨天の日に保育園児が併設の児童館の遊戯室を使った例（場所の貸し借り）、ゆうゆう館での急病人の対応を併設のケア 24 の職員が行った例（職員の協力）などの協力の事例や、児童館利用者（児童）が併設のゆうゆう館でその利用者から将棋の指導を受けたといった連携の事例などが複数あった（書面調査の結果、事業所間で連携した行事等が実施されていた施設は、71 施設（監査対象施設の 64.5%）であった。）。

今後も各事業所・職員が知恵を出し合って、相乗効果を生み出し、区民が複合化・

多機能化による利便性をより一層感じられるよう創意工夫を期待する。

一方で、情報共有の機会や情報量が少なく、協力・連携した取組がされていない事例も見受けられた。また、書面調査において、同一の複合施設等の事業所間で回答が矛盾する事例もあり、普段の連絡調整などが機能しているのか疑問に思われる複合施設等もあった。

日常の業務を行う上で事業所間の協力や連携の必要性が低い施設もあるが、利用者の利便性やサービスの向上などにつなげるため、事業所間で定期的に連絡会を実施するなど、情報を共有しながら、連携した運営に努められたい。

6 総括的な意見

区では、その時代の区民ニーズを的確に捉えて、必要なサービスを提供するため、これまで様々な複合施設等を設置してきた。今後は区立施設再編整備計画等により、施設の更新、複合化、多機能化、長寿命化等を推進し、財政負担を軽減・平準化するとともに、施設の最適な配置をすることで必要なサービスを提供し、区民ニーズに応じていくこととしている。

今回の行政監査結果を振り返ると、防火管理者が選任されていない事例、消防計画等が作成されていない事例、合同避難訓練等を実施していない事例、施設管理区分の誤認識など、施設の管理や安全対策を行う上で、複合施設等で起こりやすい問題等がいくつか見受けられた。これらの多くは、様々な「異なるものの接合面」(敷地や管理区分の境界、人事異動や事業所の運営形態の切り替わり時など)で発生しており、特に留意されたい。

一方、異なる機能を持つ事業所が一体的に運営されていることで、複合施設等は、多様な区民の交流の機会や場となり、様々な相乗効果も生まれている。

複合施設等の管理と安全対策を適切に実施するためには、日頃からの良好なコミュニケーションによる情報共有と協力・連携した取組が重要である。

こうした取組の積み重ねにより、事業所間で相互理解が深まり、問題の未然防止や早期解決が図られるとともに、複合施設等であることの効果(メリット)を最大限引き出すことも可能となる。

今後、複合化・多機能化していく施設については、一体的な運営により多様な効果をもたらすよう整備を推進するとともに、既存の複合施設等においても、効果的・効率的に区民サービスが提供されるよう、より一層、協力・連携した事業運営に努められたい。